

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外 ※車両広告を除く）

(1) 京都市、宇治市及び伊根町以外の市町村（各市町村の手数料に関する条例において規定）

広告物の種類	手数料
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1基又は1個につき広さ5㎡まで 1,500円 広さ5㎡を超える部分につき5㎡までごとに 750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1枚、1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,000円（舞鶴市 1,500円） 広さ5㎡を超える部分につき 5㎡までごとに 500円（舞鶴市 750円）
気球広告物	1個につき 750円（舞鶴市 1,350円） 京丹後市・与謝野町 500円
横断幕及び幕広告	1張につき 250円（舞鶴市 500円）
電柱広告物及び街灯柱広告物	1個につき 250円（舞鶴市 500円）
立看板、はり札、導標識、スタンドその他これらに類するもの	1個につき 250円（舞鶴市 500円）
はり紙	100枚までごとに 300円（舞鶴市 600円）

注：この表において「広さ」とは、広告物の表示面積の合計をいう。

(2) 府内全域

車両広告	1件につき面積が5㎡まで 1,070円 面積が5㎡を超える部分につき5㎡までごとに 530円
------	---------------------------------------------------------

【京都市】

○ 屋外広告物（ポスター、のぼりその他の軽易なものを除く。）

区分	単位	手数料
建築物等定着型屋外 広告物等	ひさし看板等	4,200円
	その他の屋外広告物又は掲出 物件	2,600円
その他の屋外広告物 又は掲出物件 (独立型屋外広告物等)	1個につき面積5㎡まで ごとに	2,600円
	土地に定着して表示し、又は 設置するもの その他のもの	800円
アドバルーンにより表示する屋外広告物		800円
車両等に表示する屋外広告物及び掲出物件		2,600円

備考1：次に掲げる屋外広告物又は掲出物件に係る手数料は、この表により計算した額に、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 照明付きの屋外広告物（(2)及び(3)に規定する屋外広告物を除く。）又はその掲出物件・・・1.5
- (2) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件・・・3
- (3) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面積の意匠が定期（6月以内）に変更されることが申請の際に予定されているもの・・・0.5

備考2：許可の有効期間

- (1) アドバルーンにより表示する屋外広告物・・・7日以内
- (2) (1)以外の屋外広告物または掲出物件・・・3年以内

○ ポスター、のぼりその他の軽易な屋外広告物

区分	単位	手数料
ポスター、貼り紙、貼り札その他これらに類するもの	100枚までごと	300円
のぼりその他これに類するもの	5本までごと	
のれん、立て看板及びちょうちんその他これに類するもの	1個	
小旗	50個までごと	
幕	10㎡までごと	

備考：許可の有効期間は3月以内

（計算例）

- ・ 壁面平付け看板等（照明付き）で面積が28㎡の場合 <基本額><面積加算><照明> 2,600(円)×6×1.5=23,400(円)
- ・ 2本支柱の独立型屋外広告物等（照明なし）で面積が10㎡の場合 <基本額><面積加算> 2,600(円)×2=5,200(円)
- ・ 可変表示式の広告スタンド（照明付き）で面積が2㎡の場合 <基本額><可変表示式> 800(円)×3=2,400(円)

【宇治市】

広告物の種類	手数料	
屋上広告物、屋上広告塔	1個につき面積2㎡まで	1,000円
	面積2㎡超～5㎡まで	2,500円
	以降5㎡を超えるごとに	3,000円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物、一般広告塔、アーチ広告物その他の広告物の類	1個につき面積2㎡まで	800円
	面積2㎡超～5㎡まで	2,000円
	以降5㎡を超えるごとに	2,500円
立看板、スタンドその他これらに類するもの	1個につき	500円
幕広告（懸垂幕）	1張につき	500円
横断幕	1張につき	1,000円
気球広告物	1個につき	750円
広告旗、はり札、導標板その他これらに類するもの	1個につき	250円
はり紙	1件につき100枚まで	500円
※照明付広告物	上記金額の1.5倍	
※可変表示式広告物	上記金額の2倍	

### 【伊根町】

広告物の種類	手数料	
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1件につき面積が5㎡まで	1,500円
	面積が5㎡を超える部分につき5㎡までごとに	750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1件につき面積が5㎡まで	1,000円
	面積が5㎡を超える部分につき5㎡までごとに	500円
気球広告物	1個につき	750円
横断幕、幕広告	1張につき	250円
電柱広告物、街灯柱広告物	1個につき	250円
立看板、はり札、導標板、スタンドその他これらに類するもの	1個につき	250円
はり紙	1件につき100枚まで	300円